

令和 8 年度山口地域職業訓練実施計画

(山口労働局・山口県・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部)

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、山口県立東部高等産業技術学校・山口県立西部高等産業技術学校（以下「県立校」という。）及び山口職業能力開発促進センター（以下「機構立施設」という。）において実施する職業訓練（職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、県立校及び機構立施設は、本計画を実施する際に、山口労働局、公共職業安定所との連携を図り、効率的かつ効果的な公的職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向、課題等

(1) 労働市場の動向と課題

本県の労働市場の動向をみると、足下の令和8年1月現在では有効求人倍率（季節調整値）は1.31倍で、全国の有効求人倍率1.18倍を0.13ポイント上回る水準で推移している。

県内の幅広い産業において人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、所得向上の好循環を実現していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて、企業規模等によってはDX等の進展への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域のニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

(2) 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和7年度の新規求職者は令和8年1月末現在で43,510人（前年同月比1.7%増）であり、そのうち、雇用保険受給資格決定件数（速報値）は令和8年1月末現在で12,221人（前年同月比2.7%増）であった。

これに対し、令和7年度（令和7年4月～令和8年1月）の公的職業訓練の実績については、以下のとおりである。

＜令和7年4月～令和8年1月＞

離職者に対する公共職業訓練	759人（前年同期比 12.5%減）
求職者支援訓練	294人（前年同期比 38.0%増）
在職者訓練（山口県）	1,382人（前年同期比 0.2%増）
在職者訓練（ポリテクセンター山口）	267人（前年同期比 5.3%減）

また、令和 7 年度における公的職業訓練の就職率については、以下のとおりである。

〈令和 6 年 10 月～令和 7 年 7 月末修了者〉

・ 離職者に対する公共職業訓練

施設内訓練（山口県）	98.0%
施設内訓練（ポ リテクセンター山口）	88.5%
委託訓練	62.2%

・ 求職者支援訓練 基礎コース	45.2%
実践コース	51.7%

※就職率は、令和 6 年 10 月から令和 7 年 7 月末までに訓練を修了した者の三ヶ月後の就職状況に基づいて把握した率である。

※公共職業訓練は、雇用保険が適用される労働条件での就職及び内定者、求職者支援訓練は、雇用保険が適用される労働条件で就職し、かつ雇用保険の資格取得がなされている就職を基に就職率を算定している。

3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

（1）基本方針

令和 6 年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、以下の課題が見られる。

- ①応募倍率が低く、就職率が高い分野として「介護・医療・福祉分野」があること。
- ②応募倍率が高く、就職率が低い分野として「営業・販売・事務分野」があること。
- ③委託訓練において、計画数と実績に乖離が見られること。
- ④高齢の有効求職者に対する I T 等に関する能力向上が課題であること。
- ⑤すべての労働者がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できることが重要とされていること。また、効果検証ワーキンググループの検証結果やハローワークの意見等から、山口県においても基礎的なデジタルリテラシーの向上が必要であること。
- ⑥令和 6 年度から、非正規労働者が働きながら学びやすい職業訓練事業が試行的に実施されていること。

これらの課題の解消を目指し、令和 8 年度の公共職業訓練は、以下の方針に基づき実施する。

- ①「介護・医療・福祉分野」については、ハローワーク職員による事業所見学

等を通じて、介護現場の実情、訓練内容、取得可能なスキル及び就職実績についての的確に説明できるよう、職員の資質向上に努める。

②「営業・販売・事務分野」については、訓練前キャリアコンサルティングを積極的に活用し、求職者の職業能力や求職条件に応じた適切な職業相談及び受講あっせんを行うとともに、訓練修了者が活用できる「職業訓練修了者歓迎求人」の確保等を推進する。

③委託訓練については、ハローワークや民間教育機関の意見、並びに公的職業訓練効果検証ワーキンググループの検証結果を踏まえ、効率的かつ効果的な訓練計画の設定に努める。

④高齢の有効求職者への対応としては、新たな訓練実施機関の開拓を図りつつ、基本的なPC操作を含むデジタルスキルの習得を盛り込んだカリキュラムを整備し、継続的な訓練計画の設定に努める。

⑤デジタルリテラシーの向上については、訓練実施機関の開拓及びコース設定の一層の促進に努めるとともに、デジタル分野以外のすべてのコースにおいても、情報セキュリティに関するリテラシーを含めたデジタルリテラシーの向上を促進する。

また、生成AIの活用があらゆる分野で推進されていることを踏まえ、訓練の全分野において基礎的な知識が習得できるよう努める。

⑥非正規労働者が働きながら学びやすい職業訓練については、令和8年度から本格実施となることから、当該訓練の周知・啓発に努める。

（２）令和８年度の職業能力開発実施計画の特色

①県立校

「地域産業界への人材育成拠点」である高等産業技術学校において、地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練の充実を図っていく。大規模な設備を要する訓練は直営で、また民間での実施が可能な訓練は民間教育訓練機関を積極的に活用し、多様で効果的な訓練を実施する。

②機構立施設

公共職業訓練を通じて、雇用のセーフティネットとしての機能を発揮することに加え、経済及び社会の発展に向けて、労働者の技能の向上を図り、もって、中小企業等の生産性向上等を支援することを重点的に取り組むこととする。

（３）離職者訓練の実施方針

①県立校

主として常設の短期課程の訓練科に求職者を受け入れ、地域の企業が必要とする、より実践的な能力を持つスペシャリストを育成するための訓練を実施する。

民間教育訓練機関に委託して実施する職業訓練では、受講ニーズの高い訓練を厳選し、人手不足分野である介護や医療事務の職業訓練を引き続き実施するほか、少子高齢化の状況を踏まえて高齢求職者向けのコースを引き続き実施する。

また、D Xの加速などの社会変化に対応し、I TやWE Bデザインなどデジタル分野の資格取得を目指すコースを引き続き実施し、デジタル分野以外の訓練コースにおいても、訓練受講者へデジタルリテラシー習得の必要性や重要性を周知するなど、デジタルリテラシーを習得するための取組を促進する。

なお、育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施機関・時間に配慮したeラーニングや託児サービス付き訓練コースを引き続き実施する。

②機構立施設

求職者を対象にもものづくり分野（製造分野、建設関連分野等）における知識・技能・技術の習得のほか、再就職に必要な実践的能力を形成するための職業訓練を実施する。令和8年度についても、令和7年度と同様の275人（橋渡し訓練25人を含む。）を年間定員とする。

引き続き人材ニーズを把握し、再就職に適した職業訓練を設定することとし、加えて、指導技法においてI C T化（タブレット端末、電子黒板の活用等）を促進する。

（4）求職者支援訓練の実施方針

令和8年度においては、非正規労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能を果たすこと、育児・介護中の者、居住地に訓練実施機関がない者、在職中の者等、訓練の受講に当たり特に配慮を必要とする者を対象としたeラーニングコースを設定することで493人程度に訓練機会を提供する。

訓練コースとしては、基礎的能力のみを習得する職業訓練として基礎コースを設定する。（求職者支援訓練の約22%）また、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。（求職者支援訓練の約78

%) その際、デジタル分野等の成長分野や人材確保が困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の3分野の割合を設定する。

(5) 在職者訓練の実施方針

① 県立校

高等産業技術学校の施設内において、在職者の職務能力の向上や、新たな技術・知識の習得を目的として、パソコン操作やSNS活用の技能を習得する事務系の訓練や電気工事士の資格取得のための電気系の訓練、労働基準協会との連携により溶接技術を習得する溶接系の訓練やクレーン操作技術を習得する運輸系の訓練を実施する。

また、3次元CADの操作技能などものづくり分野におけるデジタル化に対応した訓練を実施するほか、企業ニーズに即した訓練として、企業の要望に応じて訓練内容を設定するオーダーメイド型の訓練を実施する。

② 機構立施設

中小企業等の在職者を主な対象として、民間教育訓練機関の実施状況等を踏まえ、ものづくり分野（機械・金属系、電気・電子系、居住系）に特化した受講満足度の高い能力開発セミナーを実施する。

また、事業主等の職業能力開発ニーズに対応するため、個々のニーズに応じて設定する「オーダーメイド型」訓練や、DXも含めた生産性の向上に資する「生産性向上支援訓練」のほか、指導員派遣、施設設備貸与等により、事業主、各種団体等の人材育成を支援する。

(6) 学卒者訓練の実施方針

主として常設の普通課程の訓練科に学卒者を受け入れ、地域ニーズに応じた訓練を実施する。

(7) 障害者訓練の実施方針

高等産業技術学校においては、スロープや身障者用トイレ等の施設整備を行い可能な範囲で身体障害者を受け入れている。

障害者を対象とした委託訓練を実施するとともに、特別支援学校高等部に在籍する生徒に対して、特別支援学校早期訓練コースを実施する。

なお、訓練計画の策定にあたっては、国が実施するPDCA評価の評価結果に

踏まえたものとする。

また、これらの訓練の受講が困難な障害者については、国立の障害者職業能力開発校への入校を勧める。

(8)職業能力開発実施体制の長期的方向

(訓練科目の見直し及び再編整備の方向又は考え方)

①県立校

少子化による労働供給制約という課題を抱えるなかで、雇用情勢や社会の変化に即応した訓練を実施するために、地域の企業、経済団体、教育機関、職業紹介機関などで構成される学校運営協議会等を通じて地域のニーズを把握し、山口地域職業能力開発促進協議会で実施する訓練効果の検証結果も踏まえ、訓練科目、内容の不断の見直しを行っていく。

なお、現時点においては、職業能力開発校の再編整備等の予定はない。

②機構立施設

訓練科の見直し及び訓練計画の策定に際しては、人材ニーズ等の把握・分析の結果や運営状況を総合的に点検し、機構版教育訓練ガイドラインによるPDCAサイクルを実施することにより改善・見直しを行い、訓練品質の維持・向上を図ることを基本としている。離職者訓練は、主にものづくり分野であって、当該地域において民間教育訓練機関等では実施困難なものを実施し、在職者訓練は、中小企業等を対象として、ものづくり分野を中心に真に高度なものを実施することとしている。訓練ニーズの把握や民間教育訓練機関等との競合の有無、訓練科設定の適否については、「訓練計画専門部会」を開催し、同部会委員による審査を経て、次年度計画を策定することとしている。

なお、国が実施する職業訓練については、全国どこで受講しても一定の訓練品質を担保する観点から、仕事を体系化し、具体的な能力開発の内容を「職業能力開発体系」として整備しており、それを基にモデルカリキュラムやテキスト等を作成している。

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

※詳細は別添「計画期間中の公的職業訓練の対象者数等（訓練実施計画表）」のとおり

(1)離職者に対する公的職業訓練

①県立校

対象者数（定員）：235人

職業訓練の内容等：農業分野、製造分野、建設関連分野

目標（就職率）：82.5%以上

②機構立施設

対象者数（定員）：275人

職業訓練の内容等：製造分野（機械・金属、電気設備）、建設関連分野（住環境）及びその他分野（橋渡し訓練）

目標（就職率）：82.5%以上

その他の事項：2月に日本版デュアルシステム（短期課程）、（定員15人）を設定

③委託訓練

対象者数（定員）：753人

職業訓練の内容等：IT分野、営業・販売・事務分野、医療事務分野、デザイン分野

目標（就職率）：75.0%以上

④求職者支援訓練

対象者数（定員）：493人（認定上限値）

職業訓練の内容等：基礎分野、IT分野、医療事務分野、介護・医療・福祉分野等

目標（就職率）：基礎コース60% 実践コース63%
（いずれも雇用保険適用就職率）

⑤職業訓練の効果的な実施のための取組

ア．公的職業訓練効果検証ワーキンググループにおける訓練効果の把握・検証

適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、協議会のもとに公的職業訓練効果検証ワーキンググループを設置し、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、カリキュラムの改善を図ることとする。

イ．訓練実施機関や新規分野の開拓

山口県においては、訓練実施施設が少なく訓練分野や開講地域の偏りが見られることから、訓練実施機関や新規分野の開拓に努める。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等

①県立校

対象者数（定員）：2,436人

職業訓練の内容等：IT分野、製造分野、建設関連分野等

②機構立施設

対象者数（定員）：270人（計画は698人）

職業訓練の内容等：機械・金属系、電気・電子系、居住系

その他の事項：内訳として、機械・金属系298人、電気・電子系190人、
居住系210人を計画

③生産性向上支援訓練

対象者数（定員）：800人

職業訓練の内容等：企業活動における生産性の向上に資する内容

その他の事項：内数として、DX対応コース250人、
ミドルシニアコース40人、
サブスクリプション型訓練20人

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

対象者数（定員）：120人（2年間）

職業訓練の内容等：製造分野

(4) 障害者等に対する公共職業訓練

対象者数（定員）：70人

職業訓練の内容等：知識・技能習得、実践能力習得、
特別支援学校早期訓練

目標（就職率）：55%

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 地域におけるリスクリングの推進

公的職業訓練のほか、地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、県や市町が地方単独事業として実施する取組のうち、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する事業について、職業能力の開発及び向上のために行われる取組として、本計画に位置づけて、その効果的な推進を図るものとする。

なお、事業一覧については、別途、山口地域職業能力開発促進協議会で報告する。

(2) 山口県内の職業能力開発に資するイベント等への連携・協力

山口県内における職業能力開発の促進に資する公共的なイベントや各種競技大会・事業等に対して、関係機関が連携し、円滑な推進を図ることとする。具体的には、次のとおりとする。

① イベント・競技大会

- ・「ものづくり体験教室」(主催：ポリテクセンター山口)
- ・「アビリンピックやまぐち」(〃)
- ・「技能五輪全国大会」(主催：厚生労働省他)
- ・「若年者ものづくり競技大会」(〃)
- ・「障害者技能競技大会(アビリンピック)」(〃)

上記イベント・競技大会を通じて、技能の向上や技能尊重気運の醸成を図るため、関係機関が連携して以下の取組を行う。

i 周知、参加者の確保

県民への周知や参加者募集・確保(山口労働局、山口県、高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部、山口県職業能力開発協会、教育機関、企業、技能士会等)

ii 参加支援

競技関係職種団体、選手所属企業、参加選手に対する選手育成強化 費及び大会派遣費等の助成(山口県、山口県職業能力開発協会)

② 技能検定

技能検定制度の円滑な運営を図るため、関係機関が連携して以下の取組を行う。

i 試験会場の確保

公共職業訓練施設・設備の提供(山口県、ポリテクセンター山口)

ii 検定委員の確保

技能検定実技試験を運営する技能検定委員の発掘(山口県、山口県職業能力開発協会、教育機関、関係職種団体、企業、技能士会等)

iii 受検者の確保・拡大

技能検定制度の周知、受検促進(山口労働局、ハローワーク、山口県、山口県職業能力開発協会、教育機関、関係職種団体、企業、技能士会等)

③ものづくりマイスター、山口マイスター

マイスター制度（ものづくりマイスター：厚労省、山口マイスター：山口県）の円滑な運営を図るため、関係機関が連携して以下の取組を行う。

i マイスターの活用

マイスター制度の周知、利用促進（山口労働局、ハローワーク、山口県、山口県職業能力開発協会、教育機関、関係職種団体、企業、技能士会等）

ii マイスターの確保

実技指導を行うマイスターの発掘（山口県、山口県職業能力開発協会、教育機関、関係職種団体、企業、技能士会等）

iii マイスターの派遣先の開拓

大学や専門学校等の教育機関及び中小企業等におけるマイスターの派遣先の開拓（山口労働局、山口県、山口県職業能力開発協会）

ハロートレーニング（離職者向け）の8年度計画

別紙

離職者向けの公的職業訓練の分野別の計画

山口県

		全体計画数	公共職業訓練（都道府県）		公共職業訓練 （高齢・障害・求職者雇 用支援機構）	求職者支援訓練
			施設内	委託		
分 野		定員	定員	定員	定員	定員
公共職業訓練（離職者向け） ＋求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	86	0	21	0	65
	営業・販売・事務分野	624	0	430	0	194
	医療事務分野	150	0	135	0	15
	介護・医療・福祉分野	193	0	112	0	81
	農業分野	40	40	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0	0	0
	デザイン分野	85	0	55	0	30
	製造分野	305	115	0	190	0
	建設関連分野	140	80	0	60	0
	理容・美容関連分野	0	0	0	0	0
	その他分野	25	0	0	25	0
求職者支援訓練（基礎コース）		108	－	－	0	108
合 計		1,756	235	753	275	493
（参考） デジタル分野		171	0	76	0	95

※ 「定員」とは、当該年度中における開講コースの定員の数。